

平成25年度第142回奈良市国民健康保険運営協議会会議録	
開催日時	平成26年2月20日(木)午後3時から午後4時10分まで
開催場所	奈良市役所北棟6階第22会議室
議 題	1 「平成26年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)」について 2 「その他」について
出席者	委員 (被保険者代表) 足立委員、中和田委員、藤次委員、山口委員、吉田委員 (保険医又は保険薬剤師代表) 青山委員、門野委員、小西委員、谷掛委員、広岡委員、細田委員 (公益代表) 青木委員(職務代行者)、上野委員、新谷委員(会長)、辻中委員、西谷委員 (被用者保険代表) 河田委員 <b>【計17人出席】</b> (廣岡委員、服部委員、穴吹委員【欠席3人】)
	事務局 福井副市長、堀川部長、谷奥次長、福井課長、森田課長補佐、児島係長、阪口係長、花内係長、山口係長、安藤係員
開催形態	公開(傍聴人0人)
決定事項	特になし
担当課	市民生活部国保年金課
<b>議事の内容</b>	
1 「平成26年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)」について 平成26年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)の内容について報告	
2 「その他」について 特定健康診査事業、70～74歳の医療費窓口負担及び平成26年以降に70歳になる被保険者の負担割合の変更について報告及び説明	
〔質疑・意見〕	
事務局	皆様、出席、誠にありがとうございます。 最初に委嘱状の交付。 被保険者を代表する委員として就任していた、奈良市民生児童委員協議会連合会推薦の櫻井委員及び南畑委員は、同協議会の役員改選により退任し、新しく藤次委員及び吉田委員の推薦があった。藤次委員

及び吉田委員は、平成26年1月28日付けをもって、被保険者を代表する委員として、前任者の残任期間について、奈良市国民健康保険運営協議会委員として就任する。新委員の任期は、平成26年1月28日から平成27年7月31日まで。

仲川市長が他の公務のため、福井副市長が委嘱状を渡す。

第142回、奈良市国民健康保険運営協議会を開催する。

本日は、廣岡委員、服部委員、穴吹委員は欠席。

開会にあたり、新谷会長から、挨拶。

会 長 奈良市国民健康保険運営協議会を開催するにあたり、一言、挨拶。  
昨今の情勢として、国では、平成25年12月5日に、社会保障制度改革の道筋を示したプログラム法案が可決成立した。

平成27年の通常国会で医療保険制度改革の中心となる国民健康保険の都道府県単位化についての関連法案を提出し、平成29年度の都道府県単位化をめざしていくとの政府の方針が表明されている。

国保の都道府県単位化においては、財政運営などは、都道府県が担うことを基本にする一方、国民健康保険料の賦課・徴収などは、引き続き市町村が役割を担うこととしているので、今後の政府の国民健康保険制度に対する法改正等に注目していかねばならない。

国民健康保険制度は、低所得者の増加という、構造的な問題を含んでおり、各市町村においても財政運営に苦慮している。

なお、国においても、国保の財政基盤の安定化に向けて国保制度の充実を図ろうとしており、国保の都道府県単位化も、今後の安定した国保制度の維持運営のための方策の一つである。

奈良市国保の健全財政をあずかる事務当局には、より一層の努力を促し、委員の皆様には忌憚のない意見をお願いする。

事務局 引き続き、福井副市長から挨拶。

福井 市長に代わり、一言、挨拶。

副市長 本日は、出席、ありがとうございます。

委員の皆様には、それぞれの専門的な立場から、本市の国保運営について力添えをお願いする。

この国保は、国民皆保険制度を支える医療保険の中核として地域において重要な役割を果たしている。

このことから制度の運営を健全に維持、運営していくことが我々に課せられた重要な課題であると考えている。

しかしながら、近年の社会経済情勢の影響を受けて、非正規の雇用者、低所得者、収入のない方等々の加入が増えている。国においても、近年は赤字基調が続いており、財政事情は依然として厳しい。

本市でも人口の4分の1が加入者であり、加入者の方の年齢構成が高く、所得の低い方が多いという構造的な課題を抱えている。財政基盤は非常に脆弱だ。特定健康診査事業、ジェネリック医療品等々を活用して財政の健全化を図っているが、医療の高度化や被保険者の更なる高齢化等々による医療費の増加は避けられない。

このような構造的な問題を解決するために、国や県は公費投入の制度の拡大を図っているが、まだまだ十分とはいえない。そこで、財政運用を都道府県単位でするといような、制度の抜本的な改革論議が始まった。

審議、よろしく願います。

事務局 福井副市長は公務のため退席。

会 長 本協議会は、奈良市国民健康保険運営協議会委員20名中、17名の出席があり、成立する。

本会議は、公開要領に基づき原則公開だが、公開してよいか。

各委員 異議なし。

会 長 それでは、公開要領に基づき、この会議を公開する。

次に、会議録の署名人について諮る。本日の会議録署名人は、中和田委員にお願いしてよいか。

各委員 異議なし。

会 長 中和田委員よろしく願います。

次に、傍聴人の定員を定めるが、傍聴人は来ているか。

事務局 傍聴人はいない。

会 長 議事に入る。

議案第1号「平成26年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出予算（案）」について、事務局より説明。

事務局 それでは、議案第1号「平成26年度奈良市国民健康保険特別会計

歳入歳出予算（案）について、説明。

議案書の第1ページについて。左側が歳入、右側が歳出。

内容は、平成26年度当初予算額及び平成25年度当初予算額、予算増減額、平成25年度の決算見込額となっている。

歳入の第1番、国民健康保険料について。

平成26年度の当初予算額86億59万4,000円、平成25年度の当初予算額87億8,119万5,000円、対前年度の予算増減額は、マイナス1億8,000万円。

今年度、平成25年度の決算見込額は、83億9,000万円あまりとなっており、平成26年度予算額は対前年度予算額がマイナスとなっているが、決算見込は2億円の増額となる。

前回の国保運営協議会において、平成24年度の国保会計の決算を説明したところ、保険料については、収納率向上に努力した結果、毎年、約1%近い伸び率を示してきた。保険料の賦課総額をあらわす調定額は、平成25年度は92億円、平成26年度は90億円であり、被保険者の伸びはほとんどないが、無職者等の増加で所得のある方が減少しており、平成20年度の調定額100億円、そこから1割減って、平成26年度は90億円の調定額の見込みとなっている。

なお、平成26年度の保険料の収納率は、予算上91%を見込んでいる。

国保の保険料は、所得などの負担能力に応じて賦課される所得割、1人いくらかと決まっている均等割、1世帯いくらかと決まっている平等割の合計額で、1世帯、1年間の保険料額になる。世帯主が国保の被保険者であるかどうかにかかわらず、世帯主が納付義務者となる。

資料の1ページ、「平成26年度国民健康保険料・料額・賦課限度額」について。

平成26年度の保険料の所得割・均等割・平等割などの料率、賦課限度額については、平成25年度から変更なし。

国民健康保険制度では、一定の賦課限度額、これ以上保険料を世帯単位で賦課・徴収できない金額が設定されている。

賦課限度額の基準は、国民健康保険法施行令第19条の7に規定されており、国は、賦課限度額のうち、後期高齢者支援金分については、14万円から16万円に、2万円を引き上げ、介護納付金分についても、12万円から14万円に、同じく2万円を引き上げる改正をした。

昨日、平成26年2月19日付、内閣総理大臣名で、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布された。この改正政令は平成26

年4月1日から適用することになっている。

賦課限度額の基準額の設定は、能力に応じた保険料、いわゆる所得割についても、一定の制限を設けることが適当であるとして、他の社会保険の負担の限度額等を勘案して、国が行うものである。

各市町村は、賦課限度額を規定するにあたり、個々の市町村の実情に応じて、条例中に定めることとしている。法文上は、「賦課額は、この基準を超えることができないものであること。」との規定。

奈良市の平成26年度の国民健康保険の賦課限度額については、従前のまま、賦課限度額を変更せずに、平成25年度の基準で、予算編成をおこなった。なお、平成27年度以降の賦課限度額については、消費税の増税後、平成26年度中に、保険給付費の増加が見込まれることが予想され、再来年度の予算編成の際には、当市の保険料の賦課限度額を、国の基準に合わせて改正する場合も考えられる。

その時は、併せて国民健康保険条例第12条の6、第12の6の10、第12条の12の改正が必要となり、条例改正議案の提出が必要となる。今のところ、3月議会で賦課限度額の条例改正の予定はない。

議案書第1ページ、歳入 2番 国庫支出金について。

平成26年度が84億5,770万7,000円であるのに対して、平成25年度は86億1,936万8,000円となり、対前年度の予算増減額は、マイナスの1億6,100万円あまり。

平成25年度の決算見込みは、85億7,400万円。

国庫支出金は、歳出に応じて、療養給付費負担金という定率で補助される部分と、調整交付金という事業規模に応じて補助される部分の合計額になる。

平成26年度と平成25年度の当初予算を比較すると、予算が減額となっているのは、65歳以上の被保険者の増加によって、国庫の保険給付費の対象費用が、前期高齢者交付金の対象費用に移し替えとなったため。65歳までの被保険者は、国庫の対象となるが、65歳を超えると、財政調整制度である、前期高齢者交付金制度の対象となり、高齢化の進展により、国庫対象者は減る方向で、前期高齢者交付金制度対象者は増える方向となっている。

次に、歳入 3番 療養給付費交付金について。

平成26年度予算額、12億7,627万4,000円に対して、平成25年度予算額、13億4,747万8,000円となり、対前年度の予算減額は、マイナス7,100万円。

平成25年度の決算見込額は、約11億円を見込んでいる。

これは、退職者の医療に対して、社会保険診療報酬支払基金から支払われるもので、現役のときに、社会保険に入っていた人が、退職後、国保に入らざるを得なくなった場合、社会保険サイドで費用を負担すべきだという考えのもと、退職者に必要な財源として、交付金を市町村が受けとる。

次に、歳入 第4番 前期高齢者交付金について。

平成26年度予算額105億5,000万円に対して、平成25年度予算額102億円で、対前年度の予算増減額は3億5,000万円の増加となる。平成25年度決算見込みは、約101億円となる。

65歳以上75歳未満の、前期高齢者の方々の医療費の財源として、すべての医療保険者、社会保険、共済組合、全国の国民健康保険は、加入者数等に応じて、社会保険診療報酬支払基金に前期高齢者納付金を払い込む。

前期高齢者交付金制度は、社会保険等の前期高齢者の加入率が少ない保険者が拠出し、市町村国民健康保険等の前期高齢者の加入率が多い保険者に、交付金として払い込むという財政調整制度である。

奈良市国保の前期高齢者交付金は、65歳以上の高齢者の加入率の上昇により、前年度比、増額となっている。

ちなみに、平成24年度末の奈良市国保被保険者数は、89,576人で、その内、65歳以上75歳未満の前期高齢者は、34,420人となっており、加入者割合は38%。

奈良県全体の国保の被保険者数は、358,344人で、その内、前期高齢者は134,304人となり、加入割合は37%。

奈良市の前期高齢者の加入率は、奈良県下全体より、約1%程度高くなっている。

次に、歳入 5番 県支出金について。

平成26年度の予算額は19億169万円で、平成25年度の予算額は17億9,116万8,000円で、対前年度の予算増減額は1億1,000万円で、平成25年度決算見込額は19億3,900万円となっている。対象費用は、国費の財政調整交付金と同じで、制度上の改正はない。

次に、歳入 6番 共同事業交付金について。

平成26年度予算額、41億3,964万円に対して、平成25年度の予算額は、38億9,960万円となり、対前年度の予算増減額は2億4,000万円の増となっている。

平成25年度の決算見込みは、約38億9,900万円となる。

予算額は、歳出の共同事業拠出金と、歳入の共同事業交付金を、事務費3万円を別として、同額の41億円と見込んで予算編成をしている。

共同事業交付金制度は、各都道府県の国民健康保険団体連合会が実施主体となって、奈良県下の全市町村が、被保険者数等によって、共同事業の保険料を拠出し、高額な医療費の支出に対して補填する再保険事業である。

医療技術の高度化、医療供給体制の整備充実に伴い、高額な医療費の発生件数は、年々増加しており、突発的、一時的な高額な医療費が発生した場合、町村等の財政規模の小さな保険者は、財政運営が不安定となる。

国民健康保険における高額医療費共同事業は、このような高額な医療費の発生による影響を緩和するため創設されている。

次に、歳入 第7番 繰入金について。

平成26年度予算額は、25億3,691万4,000円、平成25年度予算額は、21億2,610万円となり、対前年度の予算増減額は、プラスの約4億1,000万円となっている。

25年度の決算見込みは、約22億6,600万円。

各市町村は、国保会計の赤字体質に困っている。保険料を値上げせず、一般会計からの繰入を増やし、医療費の増加に対応すれば、費用負担を被保険者に転嫁せずにするが、その代わり一般会計の負担も増加してしまう。

今回、国で、低所得者のための保険料の軽減制度を充実させることになり、一定の所得以下の方々の世帯を軽減する所得範囲を拡大した。その財源として、一般会計に必要な経費の4分の3を県が補填することになった。市町村は4分の3の財源に、残りの4分の1の財源を加えて、一般会計から国保会計に繰出すことになっている。

対前年度比較で、4億円の増加となったのは、制度の充実による一般会計からの繰り出しが2億円の増加及び会計バランスを取るため、基金の繰入金として、1億9,000万円を予算化したためである。

引き続き、歳出の説明に移る。

歳出の1番、総務費について。

平成26年度当初予算は、3億3,946万2,000円、平成25年度予算額は、3億6,004万5,000円。

対前年度の予算増減額は、マイナス約2,000万円。

これは、国民健康保険事業に必要な、印刷製本費、郵送料、ほかの一般事務費であり、経費の効率化とスリム化を考慮し、平成25年度の当初予算から、約2,600万円減額して予算編成した。

次に、歳出 2番 保険給付費について。

平成26年度、当初予算額256億5,849万8,000円に対し、平成25年度、当初予算額251億9,250万2,000円となる。対前年度の予算増減額は、プラス約4億6,500万円となり、平成25年度の決算見込み額は、約248億3,000万円となる。

医療保険では、保険制度により保険者が医療費の7割分を支払うので、そのための経費となる。

国の予算の概算要求額の伸び率は、2.8%程度だが、奈良市では過去の推移等を参考に、約2%の伸びで予算編成をした。平成26年4月からの消費税の税率のアップ、診療報酬改定による0.1%の増を見込んでいる。

医療費は、経済的な要因と、高齢者数や医療の高度化等による自然増の増加が相互に影響している。この経費の支払がスムーズにできるかどうか、国保会計をあくまで運営責任と考えている。

次に、歳出 3番 老人保健拠出金について。

これは、平成20年に老人保険制度が廃止となっており、旧法の清算分になる。

次に、歳出 4番 後期高齢者支援金等について。

平成26年度当初予算額、49億5,050万円に対して、平成25年度当初予算額は49億500万円で、対前年度の予算増減額はプラス5,000万円、平成25年度の決算見込額は、48億5,000万円となる。

これは、厚生労働省の方から、見積もるべき係数が提示されるので、それに従い見積もっている。

後期高齢者医療制度に必要な全国の医療費の40%は、現役世代が入っている医療保険制度で按分して負担することになっている。

この経費は、後期高齢者数の増加により増加傾向にある。

後期高齢者支援金の財源となるのが、国保料の後期高齢者支援金分で、国の基準は、増加を見込み、賦課限度額を14万円から16万円に、2万円引き上げている。

次に、歳出 5番 前期高齢者納付金等について。

平成26年度の予算額750万円に対して、平成25年度予算額は550万円となり、対前年度の予算増減額は200万円の減になる。25年度決算見込みは、約500万円。

65歳以上75歳未満の前期高齢者の加入割合によって、負担する側と、もらう経費の側があり、奈良市は社会保険診療報酬支払基金から、交付金として105億5,000万円をもらい、750万円を負担することになっている。

次に、歳出 6番 介護納付金について。

平成26年度当初予算額は、20億2,000万円、平成25年度当初予算額は20億3,400万円となり、対前年度の予算増減額は、マイナスの1,400万円、平成25年度の決算見込額は、20億2,500万円である。

介護保険制度は、平成12年4月から実施された。全国の市町村が運営している介護保険制度に必要な費用のうち、医療保険制度で負担する額であり、制度の変更はない。

次に、歳出 7番 共同事業拠出金について。

平成26年度予算額は41億3,967万円で、平成25年度予算額は38億9,963万円となり、対前年度の予算増減額は2億4,000万円あまりである。歳入の共同事業交付金と対になっている。

奈良県国民健康保険団体連合会が、高額な医療費のための再保険事業を行っており、奈良県下の全市町村が、被保険者数等に応じて、保険料を拠出金として出す。また、その市町村で必要な高額な医療費に対して、一定額を交付金として、補填してくれる。

町村などの国保財政規模の小さいところは、突発的、一時的に医療費が高騰した場合、すぐに財政破綻をきたしてしまうので、都道府県単位で医療費を賄いあおうという制度である。

次に、歳出 8番 保健事業費について。

平成26年度予算額は、3億1,077万円、平成25年度予算額は、3億932万3,000円で、対前年度の予算増減額は、約144万円の増額、平成25年度決算見込みは、約2億4,300万円である。

この保健事業費は、特定健康診査や医療費通知の経費で、適正な医療費の支出のため、また、将来における医療費の抑制をめざして、各種保健事業を行っている経費である。

特定健康診査は、平成20年度に創設された事業で、当時の自己負

担額は、基本項目で1人2,000円。平成23年度に自己負担額を見直して、基本項目では1人1,000円とした。

平成25年度には、基本項目を1人500円、いわゆるワンコインとする見直しを行った。

平成24年度の特特定健診対象者数は62,378人で、健診実施者数は17,431人、受診率は、27.9%。

ちなみに、平成24年度の奈良県全体の健診対象者数は253,740人、健診実施者数は69,662人で、県の受診率は、27.5%となっており、奈良市は、奈良県全体の平均を0.4%上回っている。

本年度、平成25年度の受診率は前年よりも好調で、30%近くになると考えている。

受診対象期間は、7月1日から翌年の1月31日までの7か月間で、例年6月中旬には、対象者全員に受診券を郵送している。

全国的な傾向で、男性の40歳代、50歳代の受診率が極めて悪いため、40代と50代の男女の受診対象者に「受診勧奨はがき」を郵送して特定健診の受診を勧奨しており、さらなる受診率の向上をめざしている。

なお、平成26年度の新規事業として、奈良県下統一の特定健診と健康事業の冊子を作成し、医療機関等に配布して、保健事業の推進を図っていく。

また、後発医薬品、ジェネリック医薬品の使用促進事業を進めている。ジェネリック医薬品の普及と使用促進は、国と都道府県が推進している事業だが、厚生労働省は「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を作成し、奈良県では、行政、医療関係者、医薬品業界などで構成される「奈良県後発医薬品安心使用促進協議会」を設置し、安心使用の促進に向けた取組みを行っている。

各市町村でも、ジェネリック医薬品の普及が医療費の節減につながると考えており、厚生労働省も、ジェネリック医薬品希望カードの作成、配布による知識の普及と、後発医薬品を利用した場合に自己負担額がいくら軽減されるかという情報を周知する事業を推進するよう、通知を出している。

奈良市では、平成26年度にジェネリック活用啓発シールを作成することとしており、ジェネリック医薬品の利用差額通知事業も継続して推進していく。

歳出 9番 諸支出金ほかについて。

平成26年度予算額7,230万円に対し、平成25年度予算額9,720万円となり、対前年度の予算増減額はマイナス2,490万円。

社会保険等に加入していながら、国保の脱退届をしなかった被保険者が、遡って国保資格を無くした場合など、保険料の還付金の経費。

以上、歳出の合計額は、平成26年度の予算総額375億円に対し、平成25年度の歳出の予算総額は368億円となり、対前年度比7億円の増額となっている。

会 長 議案第1号「平成26年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)」について、意見、質問はあるか。

委 員 国庫支出金と県の支出金は、国民健康保険料の調定額によって変わるのか。もしくは、国で決めた金額を出すのか。

事務局 保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金といった歳出の総額の約半分を国庫支出金と県支出金で補い、残り半分を国民健康保険料で取る形になる。

しかし、国民健康保険料には、被保険者の所得が下がると保険料の調定額も下がるという構造的な問題があり、一般会計からの繰入金によって、公費と保険料で補いきれない分を賄うという制度になっている。公費50%、本人負担50%というのが国保の予算の括り方となる。

国民健康保険料が86億円であるのに対し、公費は、国庫が84億円、県費が19億円の約100億円になる。本来は、差額の約14億円も保険料で取らねばならないが、実態的に取れないので、国の地方交付税措置に基づき、一般会計繰入金で賄い、歳入・歳出のバランスを取るという予算編成をすることになっている。

委員 調定額と収納予定額のどちらに対して公費が出るのか。

事務局 先に必要経費を出して、そこから公費を引いて、残りが保険料という形になるので、保険料からの逆算はない。

仮に200億円必要であれば、本来は、公費から100億円出して、残りの100億円を保険料で取ることになる。100億円を収納率で割り戻したのが調定額。収納率は100%になかなかならない。奈良市の収納率は91%と見込んでいるので、本来、取らねばならないのが100億円とすると、0.91で割り戻して、予算では百十何億円の調定を組み、そこに0.91を掛けて100億円を取るというように、逆算方式になっている。

会長 他に質問はあるか。

委員 70歳以上の窓口負担割合が1割から2割に変更になると、医療機関の受診の抑制につながると思うが、どの程度の影響があると見込んでいるか。

事務局 資料の7ページについて。

平成26年4月以降に70歳になる場合、自己負担割合が2割になる。本来は、法律でも2割負担と明記されているが、今までは、特例によって1割になっていた。ただし、すでに1割負担の人は、これからも1割負担のままになる。

国保財政に対する影響は、何もない。今まで、1割負担の場合も、本来自己負担になる残りの1割分については国が補填していた。

なお、新しく70歳になるのが何人かという情報は、今のところ事務局では掴んでいない。調べて、個別に答えたい。

委員 自己負担額が倍になることで、医療機関の受診抑制が起こり、保険給付費に影響が出るはずだが、見込みはあるか。

事務局 予算編成では、一切考慮していない。

会長 第2号議案「その他」について、事務局より説明。

事務局 国民健康保険の都道府県化について。

国民健康保険は、全国的に赤字体質であり、このままでは中小町村など規模が小さい自治体の財政が破綻してしまうため、都道府県化の話が出てきた。平成22年12月に広域化等支援方針を都道府県単位で作成するというので、奈良県でもすでに作成されている。閣議決定で社会保障法を作り、どのような形で社会保障制度を構築していくかというフレームができています。平成25年12月には「社会保障制度改革プログラム法案」が国会を通過しており、都道府県で予算など財政運営を担い、市町村で保険料の徴収、健康増進事業などを、市民に一番身近な立場で担うことになる。平成29年度に国保の統一化をめざし、平成27年1月の通常国会に国民健康保険法改正案が提出される予定。

窓口負担額について。

自己負担額の変更に伴い、保険証の表記も2割、1割、現役並みは3割になる。これから4月1日以降の誕生日で70歳になる人、2割

負担の人が増えていくので、8月1日以降分として一斉に保険証を送るときに、70歳になる人については、年内で期限を切った保険証を一旦送り、年明けから2割の表記の保険証を再度送る形になる。

負担割合の変更に伴う医療費の増減については、心理的な抑制につながる可能性もあると思う。

会 長 議案第2号の「その他」について、意見、質問はあるか。

委員 4月以降に70歳になる人は2割になるが、1割の保険証を持って訪れる可能性はあるか。

事務局 誕生日の翌月1日から2割適用なので、誕生月に対象者全員に2割負担の保険証を送る。

委員 誕生月は1割か。

事務局 誕生月はそれまで同様3割負担で、誕生日の翌月の1日から、この負担割合が変更になる。たとえば、4月生まれの人が2割負担になるのは5月1日からである。

委員 新しい保険証の色は同じになるのか。表記の3割が2割に変わるだけか。2割になるという文書は入るのか。負担割合を誤入力すると返戻になるので、本人が2割負担になったことが分かるような、はっきりとした文面を入れてもらった方が、各人の混乱が少ないと思う。

事務局 色は緑色で同じ。意見を参考にする。保険証の表記そのものについても厚生労働省から通知が来ているので、参考にして作成する。

委員 特定健診について。

特定健診の目的は、病気の予防、医療費の抑制であり、厚生労働省は受診率40%を目標にしている。特定健診を受診することで医療費が抑制されているので、その分自己負担額を無料にして、さらに受診率の向上を図り、予防につなげるという考え方が合理的ではないか。

事務局 2千円から千円に引き下げ、千円から5百円としたのが去年から。千円の時にも2年、3年は受診率の推移をみたので、あと1、2年は様子をみたい。予算編成の段階で無料化を検討しているが、後期高齢者の健診等との兼ね合いがある。また、奈良市以外の県内11市は千

円。自己負担額を下げる以外にも、40歳、50歳の方に受診勧奨はがきを出したり、「しみんだより」のPR等、広報面を充実させたりすることで、受診率の向上につなげていきたい。

委員 特定健診が5年目を迎えて、ペナルティの話が出ていたが、なくなったのか。

事務局 国のペナルティ対象の受診率が、国保は65%未満で、そんな率はほとんどどの自治体も達成していない。法律の条文は残っているが、適用していない状態で、今後どうなるかもわからない。

委員 受診率は30%でも仕方ないという考え方か。

事務局 40%というのでも法定か何かになっている。ただ、奈良市の第4次総合計画上では35%を目標にしているので、近々には、その35%は最低でもクリアしたい。

会長 それでは、本日の案件は、これで終了。  
審議、まことにありがとうございました。

資 料

- 【資料1】平成26年度国民健康保険料率・料額・賦課限度額
- 【資料2】料率等・賦課限度額推移
- 【資料3】国保加入状況・保険料収納状況推移
- 【資料4】奈良市国民健康保険特別会計収支表
- 【資料5】特定健康診査事業（平成26年度）
- 【資料6】特定健診とメタボリックシンドローム
- 【資料7】窓口負担
- 【資料8】ジェネリック医薬品
- 【資料9】高額療養費制度
- 【資料10】平成25年度奈良県下全市町村国民健康保険料（税）率表